



す ぐ り ひ で あ き
村 主 英 明



つ し そ う せい
津 市 創 生

学校給食での食材調達における問題の解決を

問 随意契約と見積合わせによる調達価格の大幅な乖離、同一業者に対して見積合わせと随意契約の両方での発注、見積徴取時と納品時の仕様・条件の恒常的な相違は、いずれも問題だ。

17校への納品のため特定の業者に鍵を渡していること、冷凍品等を長時間放置させていることは、セキュリティ、食品衛生および公平性の点で問題だ。契約担当の総務部の協力は。

改善に向けて総合的に検討する

答 これまで給食食材の納入に当たり、見積合わせの際の仕様と異なる規格外の食材についても、給食調理には使えることから受け取っていたが、令和4年4月の見積合わせからは、食材の規格の幅を持たせるなど、見直しを行っていく。

食材にかかわらず納品は対面が基本と考えており、17校を納入業者が1者で回ることには無理があるため、幾つかのブロックに分けた発注を検討している。今後、価格面なども考慮して総合的に考えていく。

給食食材の調達等に関しては、公会計ではないものの、契約担当部署の総務部として教育委員会の取り組みに協力していく。

●その他の質疑・質問●

- 市長の施政方針において、大門・丸之内地区における「思い切った未来ビジョン」とは
- 公共建築物における木材の利用の促進に関するこれまでの取組実態と今後の方向は
- 高茶屋地区における認定こども園は、整備を担う民間事業者への十分な配慮と情報提供を
- 登下校の見守り活動と青色パトロールの連携・調整を など



▲小学校の調理室の食材納品口と納品された食材のイメージ



は っ た ま さ と し
八 太 正 年



じ ゆ う み ん し ゅ と う し き た ん
自 由 民 主 党 市 議 団

市営浄化槽工事に係る補助金適正化法違反

問 土地所有者でない者の同意書が添付された市営浄化槽設置申請に基づき、平成29年度に当該設置工事に係る国庫補助金の交付を受けた中で、令和3年第4回定例会において、「補助金適正化法に違反しないことは、補助金の申請窓口である県にも、確認済みである」旨の答弁をしているが、国をだましていたのであるから、補助金適正化法違反に当たると考えるがどうか。

補助金適正化法違反には当たらないと考える

答 市営浄化槽の設置時において、土地所有者の確認を怠ったことは、不適切な事務と認識しているが、補助金適正化法に規定する「不正の手段により補助金の交付を受けた場合」には当たらないと考える。なお、現在は、浄化槽設置申請者が当該土地を取得している。

当該国庫補助金の手続きにおいては、浄化槽の人槽、基数、事業費について、申請し、承認を受けるものであり、議員が問題としている「土地所有者の同意書」については、補助金適正化法上において求められている書類ではなく、申請窓口である県は、その適否を判断する立場になかったと考える。

●その他の質疑・質問●

- 美杉地域のコミュニティバスの運行について
 - 地域住民との十分な話し合いを
- 海岸堤防の整備について
 - 21キロの海岸線における堤防整備の進捗状況は
- 地産地消の給食について



▲原則週3日に限定されている地域住民の交通手段の確保を